令和5年の年末調整における注意事項

令和5年分の基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書を記入するにあたっての注意事項です

基礎控除申告書

基礎控除を受けるため、
あなたの収入等について
記入する欄です

令和5年の所得の見積額が2,500万円以下の方は、記入して提出してください

配偶者(特別)控除や所得金額調整控除を受けない場合でも、提出が必要です

所得金額調整控除申告書

イ、ロの両方に当てはまる場合に
記入してください

イ　令和5年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円超

ロ　あなたか扶養親族等が特別障害者、又は、
扶養親族が23歳未満(平成13年1月2日以後の生まれ)

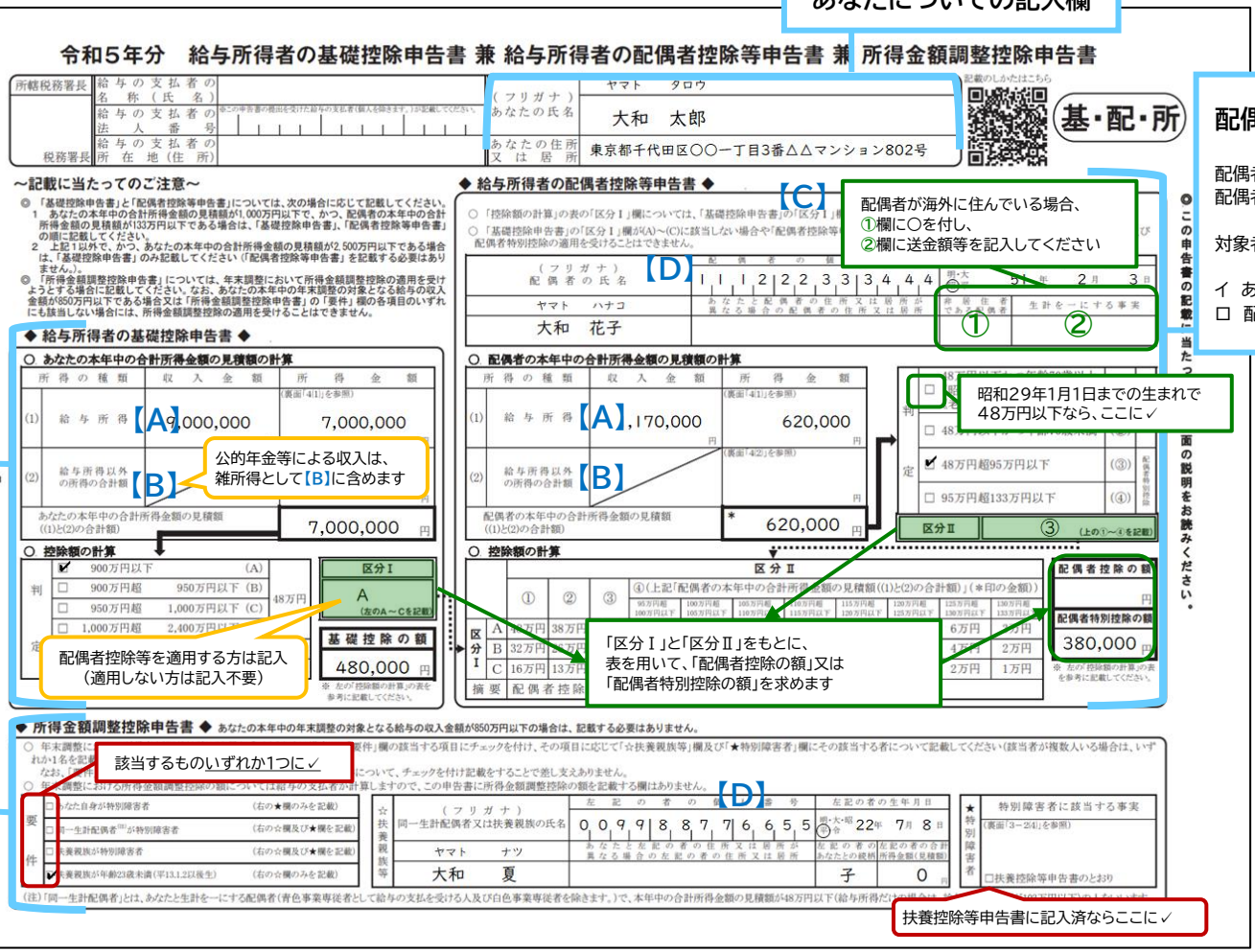

夫婦の双方が、
お互いに配偶者特別控除を
適用することはできません

配偶者控除等申告書

配偶者(特別)控除を受けるために、
配偶者※1の収入等について記入します

対象者は、次のイ、ロの両方に当てはまる方です

イ　あなたの令和5年の所得の見積額が1,000万円以下※2
ロ　配偶者の令和5年の所得の見積額が133万円以下※3

※1　配偶者が次のいずれかに当てはまる場合は対象外です
1. あなた以外の所得者の扶養親族
2. 青色事業専従者として給与を受け取っている
3. 白色事業専従者

※2　あなたの収入が給与所得のみの場合、
年収が1,195万円以下
所得金額調整控除ありの場合は1,210万円以下

※3　配偶者の収入が給与所得のみの場合、
年収が2,015,999円以下
公的年金等による雑所得のみの場合、
配偶者が65歳以上であれば243万円以下
65歳未満であれば214万円以下

【C】配偶者が海外に住んでいる場合

以下の書類を提出してください
(扶養控除等申告書に添付した場合は提出不要です)
・**親族関係書類**(あなたの親族であることを示す書類)
・**送金関係書類**(あなたが令和5年中に配偶者の生活費又は教育費に充てるために支払ったことを示す書類)

【D】配偶者又は扶養親族等の個人番号

一定要件の下、記入を要しない場合があります

【A】「給与所得」欄に記載する金額

令和5年中に受け取った給料や賞与等の合計額(パート・アルバイト収入を含む)を、「収入金額」欄に記入します。
この金額から、給与所得控除額を引いた金額が「所得金額」で、下表で求めます。
なお、所得金額調整控除を適用する場合は、適用後の所得金額を記入してください。※4

給与所得の「収入金額」[a]	給与所得の「所得金額」	
1円～	0円	
551,000円～	[a]－550,000円	
1,619,000円～	1,069,000円	
1,620,000円～	1,070,000円	
1,622,000円～	1,072,000円	
1,624,000円～	1,074,000円	
1,628,000円～	[a]÷4＝[b]（千円未満切捨）→	[b]×2.4＋100,000円
1,800,000円～		[b]×2.8－80,000円
3,600,000円～		[b]×3.2－440,000円
6,600,000円～	[a]×90%－1,100,000円	
8,500,000円～	[a]－1,950,000円	

※4 所得金額調整控除の額は、次の算式で計算します(①と②の両方がある場合はそれらの合計額)
① (給与の「収入金額」(上限1,000万円)－850万円)×10%
② 給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)－10万円

【B】「給与所得以外の所得の合計額」欄に記載する金額

事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得、利子所得等の合計額を記入します。
公的年金等の収入金額も雑所得としてここに含まれ、公的年金等控除額(公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を引いた額)を「所得金額」として加算します。
公的年金等控除額は、以下の表により求めます。

65歳以上の人の公的年金控除額

公的年金等の収入金額 [c]	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	[c]×25%＋275,000円	[c]×25%＋175,000円	[c]×25%＋75,000円
410万円超 770万円以下	[c]×15%＋685,000円	[c]×15%＋585,000円	[c]×15%＋485,000円
770万円超 1,000万円以下	[c]×5%＋1,455,000円	[c]×5%＋1,355,000円	[c]×5%＋1,255,000円
1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

65歳未満の人の公的年金控除額

公的年金等の収入金額 [c]	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	[c]×25%＋275,000円	[c]×25%＋175,000円	[c]×25%＋75,000円
410万円超 770万円以下	[c]×15%＋685,000円	[c]×15%＋585,000円	[c]×15%＋485,000円
770万円超 1,000万円以下	[c]×5%＋1,455,000円	[c]×5%＋1,355,000円	[c]×5%＋1,255,000円
1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

【記入例】

令和５年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	
	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）	

（フリガナ）あなたの氏名	ヤマト　タロウ 大和　太郎
あなたの住所又は居所	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号

記載のしかたはこちら

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
1　あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
2　上記１以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。）。

◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	9,000,000 円	（裏面「4(1)」を参照）7,000,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		（裏面「4(2)」を参照）円
	あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		7,000,000 円

○ 控除額の計算

判定			
☑	900万円以下	(A)	48万円
☐	900万円超	950万円以下 (B)	
☐	950万円超	1,000万円以下 (C)	
☐	1,000万円超	2,400万円以下	
☐	2,400万円超	2,450万円以下	32万円
☐	2,450万円超	2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ：A（左のA～Cを記載）

基礎控除の額：480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
（フリガナ）配偶者の氏名	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4	明・大・昭・平 51 年 2 月 3 日
ヤマト　ハナコ 大和　花子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者 / 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

	所得の種類	収入金額	所得金額
(1)	給与所得	1,170,000 円	（裏面「4(1)」を参照）620,000 円
(2)	給与所得以外の所得の合計額		（裏面「4(2)」を参照）円
	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		＊ 620,000 円

判定			
☐	48万円以下かつ年齢70歳以上（昭29.1.1以前生）《老人控除対象配偶者に該当》	(①)	配偶者控除
☐	48万円以下かつ年齢70歳未満	(②)	
☑	48万円超95万円以下	(③)	配偶者特別控除
☐	95万円超133万円以下	(④)	

区分Ⅱ：③（上の①～④を記載）

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ ①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」（＊印の金額）） 95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額：　円

配偶者特別控除の額：380,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。）。
なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件		
☐	あなた自身が特別障害者	（右の★欄のみを記載）
☐	同一生計配偶者(注)が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）
☐	扶養親族が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）
☑	扶養親族が年齢23歳未満（平13.1.2以後生）	（右の☆欄のみを記載）

☆扶養親族等				
（フリガナ）同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日		
	0 0 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5	明・大・昭・平 22 年 7 月 8 日		
ヤマト　ナツ 大和　夏	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄	左記の者の合計所得金額（見積額）	
		子	0 円	

★特別障害者	
特別障害者に該当する事実（裏面「3－2(4)」を参照）	☐扶養控除等申告書のとおり

（注）「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。